漢代人頭税の崩壞過程

――特に算賦を中心として――

永田英正

一　はしがき
二　漢代の鄉里制と人頭税
三　人頭税の負擔と流民の發生
四　後漢の流民と鄉里制の崩壞
五　貨幣經濟の衰退
六　結語にかえて

一

周知の如く漢代には、算賦（口算）及び口賦（口錢）の二種類の人頭税があつた。算賦は、十五歳以上五十六歳以下の男女から、毎歳一人あたり百二十錢、卽ち一算の課徵を行い、それで以て武庫の兵器或は軍事用の車馬をととのえる、いわゆる軍事費にあてられたものであつた。この算賦が成丁に課せられた人頭税であるのに對し、口賦は未成丁に課せられた人頭税で、それは七歳以上十四歳以下の未成丁の男女より、毎歳一人あたり二十三錢を徵收し、うち二十錢は天子の奉養費に、殘りの三錢は武帝以後、車騎の馬を補う費用にあてられたものであつた。(1)

ところで、この算賦、口賦と呼ばれる人頭税は、前漢のみならず後漢時代にも繼續して施行されたが、興味深いことは、それが後漢帝國没落の寸前まで徵收されたのにも拘らず、帝國が没落して三國時代になると消滅し、以後あらたに戶を客體とした課税方法――それは均田制によつて代表される課税方法であるが――に變化して來る事實である。思うに、賦税は徭役とともに、國家成立の必要上から國民

に課せられた一つの大きな義務である。從つて、賦稅の實體を明らかにすることは、その國家を究明する上に於て、また必須の條件でもある。漢の人頭稅もこの例外ではない。しかし、就中この稅制が、漢帝國の没落と運命を共にしている事實を考える時、人頭稅の實體を究明することは、秦と並んで中國史上最初の統一國家である漢帝國の歷史的性格を、一層明確ならしむる一つの手掛りを得るものと云えるであろう。かかる意味から本稿では、算賦を中心に漢代人頭稅の退化し、崩壞していく過程を考察し、併せて漢帝國の歷史的性格の一端に觸れんと試みたもので、その點多少なりとも得るところがあれば、また筆者の幸とするところである。

尙、平中苓次氏は『居延漢簡と漢代の財產稅』[2]に於て、從來、漢代成丁の人頭稅の名稱として使用されて來た算賦は、人頭稅のみならず財產稅（貲算）も含むものであるという有力な意見を提示した。しかし、算賦が貲算を含めて尙口算を意味する以上、算賦を從來通り成丁の人頭稅の名稱として使用することは許されるものと思う。本稿で使用する算賦は、全て人頭稅の謂である。あらかじめ記して諒解を得ておきたい。

二

人頭稅は如何にして徵收されたか。先ず順序として、その徵收の手續から考える。

漢書百官公卿表、續漢書百官志によれば、徵稅の任に當つたのは、鄕の有秩、嗇夫及びその屬僚である、鄕佐であつた。[3]しかし、初めにも述べたように、算賦は十五歲から五十六歲までの男女成丁を、口賦は七歲から十四歲までの未成丁を各々對象とした人頭稅である以上、徵稅に先立ち、先ず課稅の對象となる適齡者の調査、いわゆる戶口調査を行う必要があつたことは言うまでもない。漢代の戶口調査は、案比と呼ばれていた。案比とは每年仲秋の八月に行われた「案戶比民」のことで、[4]その實際は、年齡などのごまかしを防ぐために、地方官吏（縣・鄕の吏）が一々首實檢を行つたものであつた。[5]そして、周禮小司徒の「及三年則大比。大比則受邦國之比要」の賈公彥の疏に

漢時。八月案比。而造籍書。

とあるように、案比の結果、人民は名籍（戶籍）の上に登

載されたのである。漢書卷一下高帝紀五年五月(前二〇二)の詔によると

民前或相聚保山澤。不書名數。師古曰。名數謂戶籍也 今天下已定。令各歸其縣。復故爵田宅。吏以文法教訓辨告。勿笞辱。

とあり、故郷を離れ、名籍に登載されていない避難民の整理を命じているところから見るに、漢の案比は、高祖の天下統一と同時に、實施されたようである。このような案比——名籍にもとづいて徭役・戍役の徵用などとともに、また人頭税が課徵された。たとえば、後漢書一〇后紀の序に

漢法。常因八月算人。

とあり、李賢はこれに注して

漢儀注曰。八月初爲算賦。故曰算人。

と言つている。ここでいう「算人」であるが、この解釋には問題があり、從來は「人を算(かぞ)える」の意味にとられていた。[6] しかし、これは「人を算える」ではなく、むしろ平中苓次氏の説くように「人に算する」の意で、[7] 毎年八月に案比して戶口を調べ、それによつて作成された名籍に照して「適齡者に算賦を課した」というのが適切な解釋であろう。

では、一體漢の名籍と鄕里制とは、どのような關係にあつたのか。この點を明らかにしておく必要がある。これについては近年、日比野丈夫、宮崎市定の兩氏が注目すべき見解を發表している。先ず日比野氏は『鄕亭里についての研究』(東洋史研究一四の一・二)に於て、居延漢簡研究の成果にもとづき、當時の名籍は「名縣爵里」といわれるように行政單位としては必ず里を記入せねばならなかつたことから、里は漢代の地方制度の一連としてみるかぎり人爲的に編成されたある戶數の組み合せであつたとし、里は戶籍、亭部は地籍編成の單位で、いくつかの亭部が集つて鄕をなし、その中に含まれる人戶が適宜に分けられて里となつたと推測した。この日比野氏の説を更に發展させたのが、宮崎氏の『中國における聚落形態の變遷について——邑・國と鄕・亭と村とに對する考察』(大谷史學六)である。氏は、中國古代は都市國家であつたという前提から出發し、縣・鄕・亭・聚といわれるものもこの都市國家の系統をひくもので、それらはいずれも大小の城郭をもつた同性質の聚落であると考え、その場合、里はそれら城郭をもつた聚落中にある民居の區劃であるとした。この二つの論考は、里を以て自然聚落とする從來の通説を否定した點注

目されるが、同時に漢代郷里制の解釈として、妥當な説と考える。これらを綜合するに、漢の聚落は大小の城郭に圍まれており、人民はこの城内の區劃された里に從つて居住していた。また、里には里魁、里正、父老といつた、いわば里の代表者が存在した。彼らは里を主宰し、里民の指導に當ることを主としたが、同時に毎年八月の案比の時、地方官が戸口調査を行つて名籍を作成したり、或は賦税を徴収する場合に於ても、里の内部事情に明るい彼らが立會い、協力したものであつた。また、漢の名籍について、前記日比野氏の次のような發言がある。即ち「名籍は算賦（人頭税一般）徴収のもとであつて、田租徴収の資料ではなかつたことに注意しなければならない。從つて名籍が人頭税徴収の臺帳である以上、何人もこれから脱することはできないはずである。すなわち、何人もいずれかの里に屬すべきであつて、そのものが不動産を所有しているかいないかは問題にならない」と。このように漢の名籍が地籍と臺帳を異にし、專ら人頭税徴収の臺帳であつたという事實は、特に重要なことである。漢の名籍は、戸籍のほかに戸版[8]とか名數、或は單に數といつた言葉で呼ばれていた。たとえば、漢書卷八一孔光傳に

元帝即位。徵〔孔〕霸。以師賜爵關内侯。食邑八百戸。……加賜黄金二百斤。第一區。徙名數于長安。師古曰。名數戸籍也。

とあるほか、また漢書卷一〇〇上班固の叙傳に祖宗班況のことを記して、

成帝之初。……〔況〕致仕就第。貲累千金。徙昌陵。昌陵後罷。大臣名家。皆占數于長安。師古曰。占度也。自隱度家之口數。而著名籍也。

とあるのが、それである。そして、この二例でもわかるように、しも庶民は勿論のこと、かみは關内侯、大臣といつた高位高官のものまでも全て名籍に登載されていた。そして、この名籍に登載されている以上、彼らといえども人頭税の課徴から逃れることの出來なかつたことは、日比野氏の説く通りである。漢代の民が「編戸の民」或は「編戸の齊民」と呼ばれ[9]、漢代、特に前漢の戸口統計が信用のおけるものであると言われるゆえんも、おのずと明らかであろう。

漢の郷里制と名籍とは、人頭税徴収の上に於て不可分の條件であつた。

三

前節に於て人頭税徴収の手續の概略を述べて來たが、では、この人頭税が實際に課徴される人民にどのような影響を與えたのか、次に當時、人口の大多數を占める農民の生活からその點を考えてみたい。

先ず、算賦一算百二十錢という金額であるが、漢代の穀一斛の平價を假りに七十錢[10]とすると、一算の徴収額は穀に換算して約一・七斛。當時丁男一人一月の食糧は約三斛[11]であるから、これはまた丁男一人の約半月強の食糧に相當する。この計算の上からのみ見るに、人頭税の徴収額は決して高くはないように思われる。しかし、ここにあらわれている數字は、穀一斛の價格を七十錢として計算したものである。漢の穀價は非常に變動が激しく、水旱などによる凶作の年には一斛數百、數千、更には萬錢といった騰貴を示す一方[12]、逆に豐作の年には數十錢、宣帝卽位の年などは一斛五錢といった場合もあった[13]。凶作の時は、穀價に比較して、算賦一算の金額は非常に安いという印象をうけるが、しかし、農民自身の食糧にさえも事欠き、時には餓死するといった狀態であれば[14]、貴重な食糧を賣って人頭税の支拂をするということは、到底不可能である。では逆に、豐作などによって穀價が下落した時はどうか。いま假りに一斛の價を十錢として考えてみよう。この場合、一算の金額は穀に換算して十二斛、卽ち丁男一人の四月分の食糧に相當する。當時豐作といっても、今日にくらべて農業技術の幼稚な時代であれば、平年作を多少上回る程度のものであったであろう。このような時代に、一人四月分の主食費に相當する人頭税を納めることもさることながら、また人頭税が錢納制である以上、穀物で納入することも出來ず、穀物を賣って金にかえなければならない。しかも豐作であれば買手もなく、それを無理にも賣って金にかえようとすれば、買手は當然、値切れるだけ値切り、その結果、實際に農民の受取る金は當時の下落した穀價を更に大きく下回ったであろう。これは容易に想像し得るところである。そうなれば、四月分はおろか、現實には五月分、六月分の主食費にも相當する結果になったであろう。いくら豐作とはいえ、これはやはり大きな負擔であったに違いない。大豐作で一斛五錢にまで穀價が下落したと傳えられる、先の宣帝卽位

の年（前七四）の前後のこと、たとえば漢書巻七昭帝紀・元鳳六年夏（前七五）の詔に

夫穀賤傷農。今三輔太常穀減賤。其令以叔粟當今年賦。師古曰。糶多而錢少。是爲傷也。

とあり、穀價の下落により農民の貨幣収入が少いため、當年の賦――人頭税も含む錢納税一般――に限り特別に叔粟で以て賦錢に代納することを許可しているほか、[15]また漢書巻八宣帝紀・甘露二年正月（前五二）の詔に

鳳皇甘露降集。黄龍登興。……咸受禎祥。其赦天下。減民算三十。師古曰。一算減錢三十也。

と言い、算賦一算につき三十錢の減税が行われているのも、恐らく以上のような事情に對する一種の對策であつたと思われる。漢代、貨幣で納める税制には、算賦・口賦などの人頭税以外に更賦或は貲算といつたものがあり、これらを總稱して賦斂という言葉で呼ばれていた。[16]そして、この支拂に應ずるために、貧しい者は日用生活の必需品である衣服、履物、鍋釜類は勿論のこと、[17]文帝の時（前一七九―前一五七）の晁錯の上言（漢書巻二十四上食貨志）に

急政暴虐。賦斂不時。朝令暮當具。[18]有者半賈而賣。亡者取倍稱之息。於是有賣田宅。鬻子孫。以償責者矣。

とあるように、彼らの最後の財産である土地更には子供までも賣つたり、入質したりして金にかえなければならず、極端な例では、これを逃れるために子供を殺すといつたことも行われている。[19]これよりしても結局、凶作、豐作の如何にかかわらず、人頭税も含めた漢代の錢納税は、農民にとつて實に大きな負擔であつたと考えなければならぬ。[20]

土地は彼ら農民の唯一最後の財産であり、いわば生命でもある。しかし、晁錯の言葉にもあるように、賦斂に應ずるためにこれを手放すということは、彼らの生活手段を放棄したにも等しい。では、これら無一文になつた農民は一體どうなるのか。それは先ず、故郷を離れ食を求めて他郷を放浪する流民のコースへとつながるのである。

しかし、農民が流亡するのは、何も賦斂の負擔のみが原因ではなかつた。前漢末の人、鮑宣は、農民が流離する原因として水旱などの天災による飢饉、苛酷な賦税の取立て、貪吏の搾取、豪強大姓の兼併、徭役の煩重、内亂或は兵變、そして盜賊の略奪などをあげている。[21]これらはいずれも農民の流亡に關係するものばかりで、その實例は史書に多く

あらわれて來るが、しかしこの中にも、租稅賦斂の負擔がその一因として含まれていることは、やはり見逃し難い。それゆえ、鹽鐵論卷七執務篇の賢良の言に

賦斂省而農不失時。則百姓足。流人歸其田里。

といつた發言も出て來るのである。

四

農民の流亡は前漢以來しばしば史書に見えるが、特に後漢になると一層顯著になり、その記事は枚擧にいとまない。では更に、かかる流民の狀況を人口推移の面から考察してみよう。

前漢の戶口統計で今日殘つているのは平帝元始二年のものだけであるが、後漢になると數回に亘る統計が殘つている。今それらを表にすると、下の通りである。(22)

平帝以前の統計がないため、前漢の人口推移は不明であるが、しかし或る程度これを推測することは可能である。即ち

漢興。……時大城名都。民人散亡。戶口可得而數。裁什二三。……逮文景四五世間。流民既歸。戶口亦息。

(漢書卷一六高惠高后文功臣表)

孝昭。……承孝武奢侈餘敝師旅之後。海內虛耗。戶口減半。〔霍〕光知時務之要。輕繇薄賦。與民休息。至始元元鳳之間。匈奴和親。百姓充實。(同書卷七昭帝紀贊)

至孝宣。……興于閭閻。……厲精爲治。……稱中興焉。

(同書卷八九循吏傳序)

とあり、更に哀帝平帝の時のことを述べて

百姓訾富。雖不及文景。然天下戶口最盛矣。(同書卷二十四上食貨志)

帝王年紀	西紀	口數
平帝元始二年	二	五九、五五四、九七八
光武帝中元二年	五七	二一、〇〇七、八二〇
明帝永平一八年	七五	三四、一三五、〇三一
章帝章和二年	八八	四三、三五六、三六七
和帝元興元年	一〇五	五三、二五六、三三九
安帝延光四年	一二五	四八、六九〇、七八九
順帝建康元年	一四四	四九、七三〇、五五〇
冲帝永嘉元年	一四五	四九、五三四、一八三
質帝本初元年	一四六	四七、五六六、七七二
桓帝永壽二年	一五六	五〇、〇六六、八五六

とある。これより見るに、前漢時代の口數は武帝の時、一時的な減少はあつても、以後は漸次增加したものと考えてよいだろう。また前漢末、平帝の時の口數に對し、光武帝のそれは約1/3に激減している。しかし、章帝和帝の頃になると大體回復して來ていることからして、これは實在人口の減少というよりも、むしろ前漢末、避難民の增加による戶口調査の不徹底が、その主な原因であろう。ところで、後漢の統計を見るに、和帝の時を境としてそれ以前は增加し、一方それ以後は停滯乃至はやや減少の傾向を示している。そして、後漢で最も多い和帝の時でさえ、前漢の口數に比較すると約一割の減少となつている。漢代の戶口調査は、人頭稅徵收の必要上、嚴重に行われた筈である。しかるに、後漢書卷四和殤帝紀・殤帝延平元年七月（一〇六）の詔に

間者郡國或有水災。妨害秋稼。朝廷惟咎。憂惶悼懼。而郡國欲獲豐穰虛飾之譽。遂覆蔽災害。多張墾田。不揣流亡。競增戶口。

とあるように、後漢も中期以降になると、綱紀の弛緩とともに地方官吏の虛構も加つていることからして、[23] 中期以後の統計に見える口數は、實際よりも多かつたことを認めなければならぬ。卽ち、和帝以後の口數が統計の上で停滯乃至はやや減少しているということは、現實に帝國が把握し得た人口はむしろ減少の一途を辿つたものと考えなければならない。

そこで、いままで見て來た兩漢の人口推移からして、凡そ次のようなことが言えるであろう。それは、前漢の人口は一時的な減少があつて漸次增加の傾向にあつたと考えられる以上、たとえ前漢時代に流民が發生しても、彼らはまだ、かなり安定性があつたということである。卽ち、たとえば天災・飢饉・兵變などのために、流民となつて鄕里を離れた者の場合にしても、それが落着けば再びもとの鄕里に歸つて來る可能性のある者が、まだかなり多かつたと思われる。しかし、それが後漢になると一時的ではなく、永久的に鄕里を放棄することに、大きな特徵があつた。たとえば、岡崎文夫氏によれば、前漢時代に中國南部（漢水・揚子江流域）と北部（黃河・淮水流域）との人口比率が一對五であつたのに對し、後漢になるとこれが一對二になつたということである。[24] このように後漢時代、大量の人口が南

方に移動しつつあつたことから見ても、後漢の流民が決して一時的に郷里を去つたものではないことが理解されるであろう。

では、後漢の流民が再び自己の郷里に歸ることを望まず、永久に郷里を放棄せざるを得なかつた原因は何か。それには、いろいろと多くの原因が考えられるであろう。たとえば、後漢時代顯著になつて來る北方異民族の侵入、內亂などもその一つであつた。しかし、今それを人頭稅との關連に於て考えるならば、人頭稅の課徵がまた、その大きな原因の一つであつたと言わねばならぬ。前漢以來、人頭稅が農民の大きな負擔であつたことは既に述べたが、一般農民は勿論のこと、たとえば彼らが土地を失い、豪族大地主の土地を耕す小作人になつたとしても、彼らが自己の郷里に殘留している以上、人頭稅は徵收された。何故なれば、漢代の里の制度は、本人が不動產を所有しているかいないかは、全く問題ではなかつたからである。[25] 卽ち、假りに農民が土地を失つて小作人になつたとしても、彼らが里の組織で把握されている限り、人頭稅を逃れる理由は何もなかつたからである。前漢以來このように嚴しく取立てられて來た人頭稅であつたが、前漢ではまだ、減免されることもしばしばあつた。ところが後漢になると、田租の減免に比較して人頭稅のそれは、非常に少い。[26] いや少いどころか、後漢も中期以降になると政治は腐敗し、地方官吏は自己の實績をあげんがために凶年でも豐年と僞稱し、更には不正に墾田・戶口を增加して虛僞の報告をなし、[27] その埋合わせとして農民に定額以上の苛酷な課稅を強制したのであつた。そのことは、たとえば順帝から桓帝に至る間、外戚として專橫のかぎりを盡した梁冀に對し、彼を練めた朱穆の言葉（後漢書卷七三本傳）に

京師諸官。費用增多。詔書發調。或至十倍。各言官無見財。皆當出民。搒掠割剝。彊令充足。公賦既重。私斂又深。牧守長吏。多非德選。貪聚無厭。遇人如虜。或絕命於箠楚之下。或自賊於迫切之求。又掠奪百姓。皆託之尊府。

とあるほか、順帝に對する左雄の上疏の一節（同書卷九一本傳）にも

視民如寇讐。稅之如豺虎。

と、當時の官吏を評していることなどからも窺うことが出

來る。かかる官吏の苛斂誅求は、そのまま農民の上に大きな壓力となつてのしかかり、彼らの經濟的負擔、更には貧困、没落をますます增大せしめるばかりであつた。しかし、これは何もひとり農民ばかりに加えられた壓迫ではなかつた。たとえば二世紀前半の人、王符の潛夫論卷五實邊篇によれば、當時の外征による出費の增加を述べた中に

放散錢穀。殫盡府庫。乃復從民假貸。彊奪財貨。千萬之家。削身無餘。萬民賈竭。因隨以死亡者。皆吏所餓殺也。

と言い、政府の財貨強奪の前には、千萬の財產を有する富裕な民といえども、忽ちにして破產するといつた有樣であつたことを傳えている。彼らにして既に、このような狀態であれば、零細な農民の負擔たるや、まさに想像に餘りあるものがある。まして、人頭稅が、農民の最も不利とする錢納稅であれば、尙更のことである。彼ら農民にとつて、この壓迫を免れるためには、奴隷（奴婢）となつて豪族大地主に隷屬するか、[29] さもなければ自己の鄕里を棄てて他鄕へと逃亡するか、この二つより以外に、方法はなかつた。そこで、この奴隷となるのを嫌つて彼らが逃亡を始めるのは勿論のこと、また同じ奴隷になるにしても、借金などの負擔をそのままに自己の故鄕で賤しい身分に代るよりは、むしろ見知らぬ他鄕で生きることに、まだしも一抹の希望を抱いたものに違いない。後漢時代の流民が、永久に鄕里を放棄して南下していつた原因の一つは、ここにあつたと思う。

これら鄕里を棄てた流民の行方は、たとえば潛夫論卷三浮侈篇に

今擧世舍農桑。趨商賈。牛馬車輿。塡塞道路。游手爲巧。充盈都邑。治本者少。浮食者衆。……今察洛陽。浮末者什於農夫。虛僞游手者什於浮末。……天下百郡千縣。市邑萬數。類皆如此。

とあるように、都市に集つて遊民となり、また中には盜賊となる者もあつたが、[29] 大部分は豪族大地主の下に吸收されていつた。このことは、後漢書の中に奴隷、小作人の記載が多く見られるほか、[30] 後漢末の人である仲長統が、昌言（後漢書卷七九本傳所引）の中で

漢興以來。相與同爲編戶齊民。而以財力相君長者。世無數焉。……豪人之室。連棟數百。膏田滿野。奴婢千羣。徒附萬計。船車賈販。周於四方。

と言い、大土地所有と農民の奴隷・小作化が大規模に行われるようになつたことを述べていることからも窺われる。即ち、前漢以來發展しつつあつた土地の兼併と農民の奴隷・小作化の傾向は、後漢末になると、既に普遍的な現象となつて來ているのである。後漢中期以降の人口の減少は、このような豪族大地主の下に吸収されていく農民——國家の權力の及ぶところを離れ、豪族大地主の勢力の下に再組織されていく奴隷、小作階級——の増加に起因するものと言わねばならない。

かかる農民の流亡、没落は、帝國の政治的、經濟的基礎を大きくゆさぶり、ひいては帝國を解體に導く危険を孕んだものであつた。そこで中央でも、何とかして彼らを國家權力の下に把握しておこうとする努力が、いろいろと爲されている。たとえば、災害に遭遇した民の田租を減免したり、糧食を賑給したり、また貧民・流民などに田苑を假與して農業生産に從事せしめたりしているのが、それである。[60] しかし、このほかに、民或は流民に爵を賜うことが、頻繁に行われている。二、三の例をあげてみると、即ち

建初四年四月。立皇子慶爲皇太子。賜爵。人二級。……民無名數及流人欲自占者。人一級。（後漢書卷三章帝紀）

元初元年正月。改元元初。賜民爵。人二級。……民脫無名數及流民欲占者。人一級。（同書卷五安帝紀）

永建四年正月。帝加元服。……賜男子爵。及流民欲占者。人一級。（同書卷六順帝紀）

陽嘉元年正月。立皇后梁氏。賜爵。人二級。……民無名數及流民欲占著者。人一級。（同右）

本初元年六月。大赦天下。賜民爵及粟帛。各有差。（同書卷六質帝紀）

等がある。これを見てもわかるように、民に爵を賜うのはいずれも國家の慶事の場合に於てであつた。しかし、それが名籍（戸籍）に登載されていない流民をも對象としている事實を考える時、民に爵を賜うのも一種の流民對策であつたと思われる。というのは、居延漢簡などの例からも既に明らかなように、漢代の名籍が「名縣爵里」といわれ、有爵者は爵とともに行政單位として必ず自己の所屬する里を記さねばならなかつた。そこで、名籍から脫漏している流民に爵を與えるということは、彼らを或る一定の地の名籍に編入せしめようとしたのに、ほかならなかつたからで

ある。即ち、民或は流民に爵を賜うことは、鄉里を棄ててまさに逃亡せんとする農民、或は現に名籍の上から脫漏している流民などを、強制的に名籍の上に留めることによつて彼らの流亡を防ぎ、あくまでも編戶の民として國家權力の下に把握しようとしたものであつた。名籍に登載された以上、彼らは人頭稅の課徵を逃れることは出來ない。しかし、それが彼らの負擔であり、彼らが流亡する大きな原因の一つであつたことは、もはや繰返すまでもない。そのため、農民はますます他鄉へと流亡して國家權力から離脫することを餘儀なくされ、逆に豪族大地主に對する隷屬關係をより強固にし、奴隷・貧農小作民などのいわゆる賤民階級は、より廣範圍に構成されていくという、惡循環を生む結果となつた。一方では國家權力の下に把握しようとする努力も、他方では彼らを一層窮地に追込み、ますます國家權力から離脫せしめる結果となつたかかる政策的矛盾は、そのまま漢代人頭稅のもつ矛盾でもあり、ひいては後漢帝國の矛盾、變質でもあつた。

かくして農民が流亡、沒落すると、嘗ては編戶の民として、彼らがその一員となつて構成していた鄉里の制度が破壞されたことは、言うまでもない。そして、この鄉里制が破壞すると同時に、里を單位として名籍を編成し、それにもとづいて徵收されていた人頭稅の制度もまた當然のことながら、崩壞せざるを得なかつたのである。

五

前節では、漢代人頭稅の崩壞の原因を、專ら鄉里制の崩壞の中に求めて來た。しかし、これほどまでに農民を苦しめた人頭稅が錢納稅である以上、次にはどうしても當時の貨幣經濟の面から一言しなくてはならぬ。

漢の貨幣は初期に於ては榆莢錢（高祖）、八銖錢（呂后）、四銖錢（文帝）、三銖錢（武帝建元元年）などが用いられていた。しかし、武帝の元狩五年（前一一八）に五銖錢が鑄造されるに及び、以後一時王莽の貨幣濫造があつたほか、前後漢を通じて、五銖錢が標準貨幣として使用された。そして、この五銖錢を中心に漢代の貨幣經濟が展開されるわけであるが、これはその後の政治、經濟、社會の上に多大な影響を與え、やがて貨幣廢止論も登場するようになつて來る。たとえば、そのはしりとして、早くも前漢元帝の時

（前四八―前三三）、貢禹の廢止論が登場するに至る。[32] しかし、彼の主張――これは「交易待錢。布帛不可尺寸分裂」という反對論にあつて結局中止された――は、主として貨幣經濟の進展に伴つて困苦棄業する農民を、その經濟的負擔から救濟し、彼らをして本來の農業に專念せしめんとした、いわば一種の重農政策にもとづくものであつた。これに對して後漢の貨幣廢止論になると、貨幣の數量もしくは貨幣價値の觀點から、主としてそれが論じられるようになつて來る。即ち、後漢書卷七三朱暉傳によると、章帝の元和年間（八四―八六）、穀價が高く、國の財政が不足した時のこと、尚書張林が上書して

穀所以貴。由錢賤故也。可盡封錢。一取布帛爲租。以通天下之用。

と主張したのに對し、[33] 朱暉は「布帛爲租。則吏多姦盜」と言つて反對し、遂にこの議が中止されたことを述べている。また同書卷八七劉陶傳には、桓帝の時（一四六―一六七）

人以貨輕錢薄。故致貧困。宜改鑄大錢。

という意見が出たのに對し、「當今之憂。不在於貨。在乎民飢」という劉陶の反對にあつて中止されたことが出ている。

ところで、今この後漢書の二つの記載を見るに、後漢時代には一種の貨幣過剰とでも言うべき現象があつたらしい。この現象について、牧野巽氏は『中國古代貨幣經濟の衰頽過程』（一橋大學社會學部論文集「社會と文化の諸相」所收、一九五三）の中で、「これは貨幣の絶對量が增加したからではなく、恐らく貨幣の流通する範圍が非常に縮少したために生ずる相對的な過剰現象で、貨幣の絶對量は後漢時代を通じて寧ろ減少していつた」という推測を下した。これはまことに妥當な見解で、後漢の史料にあらわれる貨幣過剰の現象は、恐らくどこか特定の場所に、大量に貨幣が蓄積された結果生じた現象であつたと思う。では、この特定の場所とは一體どこか。それは貴族、商人も含む豪族大地主など、當時の一部特權階級の手中である。

漢代を通じ、彼ら豪族の土地と農民に對する蠶食は、發展の一途を辿る社會現象であつた。たとえば、早くも前漢武帝の時、董仲舒が限田論、奴婢廢止論を主張するようになるのも、裏を返せば當時かかる政策を議論せねばならぬ程、いかに大規模な兼併が行われつつあつたかを物語るも

のであろう。しかしこの場合、彼が問題として取上げた大土地所有者は、主として武帝の鹽鐵專賣制實施以後、それ以前の商人に代つて抬頭して來た農村地主であつた。[34] しかるに、これが前漢末から後漢時代になると、たとえば南陽の豪族樊氏の如く、彼らは農村地主として本來の農業經營に從事すると同時に、また一方では商業とか高利貸しを營む商人へと變貌して來るのである。[35] 前節で引用した仲長統の昌言に描く豪人も、まさにこれと同性質のものである。かくして、後漢時代になると、豪族大地主は二業を兼務するようになり、その結果、彼らは莫大な財產を築くに至つた。卽ち、史記貨殖列傳、漢書貨殖傳によると、前漢時代の長者といわれる者の財產は、貨幣に換算してたかだか一億であつた。[36] ところが後漢になると、たとえば扶風の士孫奮は一億七千餘萬、梁冀の如きは、實に一人で三十數億の財產を所有していた。[37] これは前漢時代にくらべて、ほぼ倍から數十倍に及ぶものであり、そこに集中した貨幣の量は、また前漢に匹敵、もしくはそれを凌駕する多額なものであつたと思われる。事實、後漢の中期から末期になると、中央では通貨の不足をきたし、その對策として官吏の減俸、賣官などによつて錢を吸收したほか、[38] また富裕な民から借金することもしばしば行われ、[39] 既に安帝の永初四年（一一〇）頃、その負債は數十億の巨額に達していたといわれる。[40] またそのほかに、靈帝の時（一六八―一八九）、錢五百萬を入れて司徒の位を買い、世間から「銅臭い（あかがねくさい）」と言われて疎んぜられた冀州の名士―崔寔の從兄―崔烈。[41] 或は、梁冀から錢五千萬を要求され、それに對して錢三千萬を與えたために冀の怒にふれ、遂に冤罪で獄死したという前記士孫奮。[42] 甚だしきは、先代桓帝の私藏なきを歎き、西園に萬金堂を建て、大司農（國庫）の金錢の橫流し或は買官などによつて貨幣の蓄積に專念した、靈帝自身など。[43] これらの諸例からしても、當時彼らが、いかに大量な貨幣を所有していたかが理解されるであろう。今日、後漢の貨幣鑄造の樣子を窺う史料は見當らない。[44] しかし、前記牧野氏によると、後漢末でも王莽の貨泉が流通していたこと、また董卓の惡錢濫造ののち曹操が五銖錢を復活したのは、もともと貨幣の鑄造が久しく絕えていたため貨幣が少く、ために穀價が下落して困るという理由であつたこと其の他からして、後漢の貨幣鑄造は盛んでなく、貨幣は增加しなかつた――貨幣

の絶對量は寧ろ減少していつた――であろうと推測している。[49] 若し氏の推測が可能であるとするならば、貨幣の絶對量が漸次減少を辿る後漢時代に於て、大量の貨幣が一部特權階級のうちに一方的に集中していくということは、もはや貨幣は、彼らの間のみで通用する、いわば彼らの完全な私有物と化し、逆に農民などにとつては、無緣の存在となりつつあつたと言わねばならぬ。後漢後期の人である崔寔が、政論（通典卷一食貨所引）の中で

上家累鉅億之資。斥地侔封君之土。行苞苴。以亂執政。養劍客。以威黔首。專殺不辜。……故下戶跱躇。無所跱足。乃父子低首。奴事富人。躬帥妻孥。爲之服役。故富者席餘而日熾。貧者踡短而歲蹶。歷代爲虜。猶不贍於衣食。生有終身之勤。死有暴骨之憂。歲小不登。流離溝壑。嫁妻賣子。其所以傷心腐臧。失生人之樂者。蓋不可勝陳。

と言い、鉅億の財產を所有する豪族大地主と、彼らに隷屬し、また隷屬を餘儀なくされていく農民との對象的な生活を傳えているが、これほどまでに兩極端な二者の生活を生じたのも、結局は、後漢の貨幣經濟の實狀が、恐らく以上のようなものであつたことに原因するものであろう。

かかる現象――貨幣のアンバランス――は當然、貨幣經濟を衰退せしめ、同時に錢納を建前とする人頭稅は、いくら戶口調査だけを充分に行つても、もはや徵收不可能にしたことは言うまでもない。しかし、それにも拘らず政府は貨幣經濟を強行し、貨幣收入源として人頭稅の徵收を強行した。[50] その結果は、豪族大地へのより一方的な貨幣の集中と、それを背景とした彼らの橫暴に拍車をかけ、農民の借金の負擔と窮乏、沒落を一層激化するばかりであつた。帝國の矛盾と變質は、ここにもあらわれて來る。後漢帝國崩壞の致命傷となつた彼の黃巾の亂は、このような帝國の矛盾に對する農民の不滿の一大爆發であつたと言わねばならない。

後漢末の戰亂と董卓の惡錢濫造とは、漢の貨幣經濟を一擧に崩壞せしめることになるが、[51] 結局人頭稅は、貨幣經濟の上からもまた、崩壞せざるを得なかつたのである。

では、このように人頭稅の徵收が帝國の崩壞を招くということも顧みず、後漢帝國崩壞の寸前まで執拗に徵收した、また徵收しなければならなかつた理由は、一體何か。問題は、帝國の歷史的な性格に關連して來る。

六

例の漢書刑法志、食貨志などによると、先王の世に賦と税との區別があり、賦はいわゆる軍賦であつたことを述べている。[48] そして、漢代でも尙、かなり明確にこの區別が存在し、漢代に賦と呼ばれた算賦、口賦、更賦の三種は、いずれも大なり小なり軍事税、軍賦としての性格をもつていたということは、既に宮崎市定氏の說くところである。[49] しかしながら、往々、賦の一字で以て算賦を意味している場合がある。[50] このことは、漢代、算賦が田租と並んだ國家の二大財源の一つであり、その收入の莫大なことにも起因するものであろうが、[51] むしろ算賦を以て刑法志、食貨志などに見える古來の傳統的な賦—軍賦の系統をひく典型として考えられていたからにほかならない。[52]

思うに、春秋末から戰國にかけて開始される鐵製農具・牛耕法の使用は、農業生産力を高め、やがて農村社會の分解が促進されるようになる。卽ち、從來の血緣的大集團によつて維持されていた農村生活は、もはや必要なくなり、小家族による生活も可能ならしめる社會が作られるようになつた。そして、それと同時に、農村社會に於ける階級の分化もあらわれ始めるが、しかし全體的には、彼らの政治的社會的勢力はまだ弱かつた。そこで、新しい富の生産關係による彼らの階級分化に先んじて、かかる農村社會を再編成し、それを基盤として強大な王權、帝王權を構成することに成功したのが、邑制國家以來の貴族の有力者、卽ち秦によつて代表される戰國の諸國家であつた。そして、その國家は強大な王權乃至は帝王權によつて秩序づけられるとともに、國家の民、中でも大多數を占める農民層は全て平等な自由農民として王權、帝王權の下に把握されたのである。秦漢帝國はまさに、このような國家の到達し得る最後の段階であつた。[53] ところで、この秦漢帝國の強大な帝王權の下に於て、國家の民を全て自由平等な民として把握する一種の平等主義が、最も強くうち出されたのは、税制に於ける古來の軍賦としての人頭税にほかならなかつた。それは、秦では商鞅以來の賦であり、漢では實に、算賦そのものであつた。

軍賦は本來兵役であり、兵役の義務は萬民共有の義務であつた。[54] 從つて、人頭税は全ての民に、また民の男女、貧

富に關係なく、一律平等に課せられたものであつた。そして、この稅制施行のために鄕里制——從來の自然聚落を再編成し、劃一的な郡縣制を行う過程に於て成立して來た——を活用し、この組織にもとづいて人民を編戶の民として把握するとともに、戶口調査と人頭稅の徵收とを徹底せしめたのであつた。

漢の戶口調査は每年八月に行われ、それによつて人頭稅が徵收されたのであるが、少くとも帝國がこの戶口調査を行い得るかぎり、漢の大きな國庫收入の一つである人頭稅の徵收は、一應確保されたと考えてよいであろう。しかしながら一方、現實の社會では、このような帝國の性格を否定する現象が、除々に形成されつつあつた。それは帝國が把握していた、或は把握していると考えていた自由農民の流亡・沒落、そして豪族大地主の下に吸收されていく貧農小作民乃至は奴隷などのいわゆる賤民階級の增大であつた。その主な原因には貨幣經濟の滲透による貧富の差の激化などがあげられるが、同時に錢納の人頭稅の負擔がそれに拍車をかける結果になつたことは、注意しなければならない。そして、更に後漢時代、大量の貨幣が豪族大地主のうちに一方的に集中するようになると、事態はますます深刻となり、もはや戶口調査だけを行つても、現實には人頭稅の徵收を不可能ならしめていつた。漢帝國はその國家の性格の上からも、また帝國を維持していく上に於ても、この稅制を強行していかねばならなかつた。しかし、帝國が強行すればするほど——現實には後漢中期以後徵收不可能となり、それを補うために、多くの不法な農民に對する壓迫が加えられるようになるが——一層農民は國家權力から離れて豪族大地主の勢力の下に隸屬せしめられていくという、皮肉な結果を生じたのである。帝國內部に於て、國家權力の下を去つて豪族大地主に隸屬し、彼らの下であらたな秩序を構成していくかかる賤民階級の增加は、嘗ては自由農民として、彼らがその一員となつて構成、組織していた鄕里制を破壞せしめるとともに、この鄕里制を基礎として徵收されて來た人頭稅の制度も崩壞せしめることになつたのである。このことは、もとより帝國がそれを基盤として成立していた政治的、社會的、經濟的基礎そのものの變質であり、それは同時に帝國の解體を意味するものであつた。

算賦（人頭稅）は古代國家の歷史的產物であり、古代帝

國の崩壞と運命を共にすべく宿命づけられていたのである。後世、內容的に賦と稅との完全な混同が生じるのも、結局は、かかる算賦の崩壞によつてもたらされた結果であつたに違いない。

註

(1) 算賦については、漢書卷一上高帝紀四年八月の條の「初爲算賦」の如淳の注に
漢儀注。民年十五以上至五十六。出賦錢。人百二十爲一算。爲治車兵車馬。
とあり、また衞宏漢舊儀卷下にも
令民男女年十五以上至五十六。出賦錢。人百二十爲一算。以給車馬。
とある。また口賦については、漢書卷七昭帝紀元鳳四年正月の條の「毋收四年五年口賦」の如淳の注に
漢儀注。民年七歲至十四。出口賦錢。人二十三。二十錢以食天子。其三錢者。武帝加口錢。以補車騎馬。
とある。
尙、算賦、口賦についての研究書には、次のようなものがある。
加藤　繁「漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑」同「支那經濟史考證」上所收
同　「算賦に就いての小研究」同右
宮崎市定「古代中國賦稅制度」同「アジア史研究」一所收
吉田虎雄「漢の徭役と人頭稅」同「兩漢租稅の研究」所收

(2) 注(1)を參照。
(3) 漢書卷一九百官公卿表上。鄉有三老有秩嗇夫游徼。……嗇夫職聽訟收賦稅。
續漢書百官志。本注曰。有秩郡所署。……其鄉小者。縣置嗇夫一人。皆主知民善惡。爲役先後。知民貧富。爲賦多少。……又有鄉佐。屬鄉主民。收賦稅。
(4) 續漢書禮儀志。仲秋之月。縣道皆案戶比民。
(5) 後漢書卷六九江革傳の「每至歲時。縣當案比」の李賢の注に
案驗以比之。猶今貌閱也。
とある。
(6) 加藤　繁「算賦に就いての小研究」
(7) 平中苓次「居延漢簡と漢代の財產稅」
(8) 周禮宮伯の「掌王宮之庶子凡在版者」の鄭注に
版名籍也。以版爲之。今時鄉戶籍。世謂之戶版。
とある。これと同文は大胥の注にも見える。
(9) 史記卷一二九貨殖列傳。夫千乘之王。萬家之侯。百室之君。尙猶患貧。而況匹夫編戶之民乎。
後漢書卷七九仲長統傳。漢興以來。相與同爲編戶齊民。而以財力相君長者。世無數焉。
(10) 字都宮淸吉「續漢志百官受奉例考」、「同再論」(同「漢代社會

經濟史研究」所収）によると、漢代の米一斛は約七十一錢という推定である。

(11) 鹽鐵論卷六散不足篇。

(12) 漢書卷二四上食貨志。元帝卽位。天下大水。關東郡十一尤甚。二年。齊地飢。穀石三百餘。民多餓死。琅邪郡人相食。

後漢書卷七三朱暉傳。〔章帝〕建初中。南陽大飢。米石千餘。

同書卷八一龐參傳。〔安帝永初四年〕連年不登。穀石萬餘。

同書卷一〇六第五訪傳。〔順帝時〕第五訪……遷張掖太守。歲饑。粟石數千。

とあるのが、その例である。

(13) たとえば、

漢書卷二四上食貨志。宣帝卽位。用吏多選賢良。百姓安土。歲數豐穰。穀至石五錢。農人少利。

後漢書卷二明帝紀・永平十二年。歲比登稔。百姓殷富。粟斛三十。

(14) 注(12)を參照。

(15) 昭帝の時の世相、及び農民の生活を述べたものに、次のようなものがある。

漢書二四上食貨志。至昭帝時。流民稍還。田野益闢。頗有畜積。

同書卷八九循吏傳序。孝昭幼沖。霍光秉政。承奢侈師旅之後。海內虛耗。光因循守職。無所改作。至於始元元鳳之間。匈奴鄉化。百姓益富。

(16) 宮崎市定「古代中國賦稅制度」を參照。尙、更賦については濱口重國「踐更と過更―如淳說の批判」（東洋學報一九の二）を參照。

(17) 後漢書卷四和帝紀・永元五年二月詔。……往者郡國上。貧民以衣履釜甑爲貲。而豪右得其饒利。尙、注(40)を參照。

(18) 百衲本には「朝令而暮改當具」とあるが、いま加藤繁譯註「漢書食貨志」（岩波書店）に從つて改めた。

(19) 未成丁の人頭稅である口賦（口錢）は、元來七歲より十四歲までの者を對象としたものであつた。しかし、一時武帝より元帝に至る間、三歲以上の者にも課せられたことがあつた。元帝に對する貢禹の上書（漢書卷七二本傳）に、そのことを述べて起武帝征伐四夷。重賦於民。民產子三歲。則出口錢。故民重困。至於生子輒殺。甚可悲痛。

と言つている。

(20) 算賦一算百二十錢という定額が何を根據に定められたものか、勿論わからない。しかし、ここで想像を逞しくするならば、これは古來の田租の基準であつた十一之稅にもとづいて、定められたものではなかろうか。卽ち、漢代、田租の稅率は十五分の一或は三十分の一と減稅されたのであるが、この十分の一と漢代の田租との差額が人頭稅であり、換言すれば、漢代の田租と人頭稅とを合計して、古來の十一之稅に則つたものではなかろうかと思う。これについては更に考察を必要とし、今後の研究にまたねばならないが、若し假りに、このような推測が今後實證されるとするならば、十一之稅は天下の中正と言われる如く、この中に人頭稅が含まれたとしても、決して負擔にはならなかつたであろう。しかし、それが錢納であり、穀物を賣つて金に

換えねばならなかつたという點にこそ問題があつたと思われるが、これらのことに就いては稿を改めて詳述する考えである。

(21) 漢書卷七二鮑宣傳。尙、農民の流亡については馬非百「秦漢經濟史資料(三)農業」(食貨三の一)を參照。

(22) 漢書卷二八下地理志。續漢書郡國志注。

(23) 後漢紀卷二〇質帝紀に朱穆が梁冀を諫めた言葉があり、その一節にも

京師之費。十倍於前。河內一郡。嘗調縑素綺穀。纔八萬餘匹。今乃十五萬匹。官無見錢。皆出於民。民多流亡。皆虛張戶口。戶口既少。而無譽者多。

とある。

(24) 岡崎文夫「江域被化小記」支那學五の四。

このほか、勞榦「兩漢郡國面積之估計及口數增減之推測」(中央研究院歷史語言研究所集刊五)には、後漢に於ける地域別の人口の增減を、百分率であらわした表をあげている。

(25) 日比野前揭論文、及び本稿第二節を參照。

(26) 漢代、正史(本紀)に見える賦・稅の減免回數を表にすると、凡そ次の通りである。

	前漢	後漢
田租 租稅 田稅	34	16
租賦	2	14
口算(算賦)	6	6
口賦 口錢	6	3
更賦	11	1
馬口錢		1
芻藁	14	
田租	36	30
人頭稅	14	23

租賦は租と賦である。いまこの表から、田租と人頭稅に分けて各々合計すると、下段の如くなる。尙ここで一言しておくが、後漢の史料に見える口賦が、果して前漢と同樣に未成丁の人頭稅を意味したものかどうか、實のところわからない。しかし、後漢にも未成丁の人頭稅があつたことは確實で、そのことは、たとえば後漢の人、王充の論衡卷一二謝短篇にも

十五賦。七歲頭錢二十三。

とあり、孫詒讓(札迻卷九)は漢舊儀を引用して

算民年七歲以至十四歲。出口錢。人二十三。二十錢以食天子。三錢者。武帝加口錢。以補車騎馬。又令民男女年十五以上至五十六。出賦錢。百二十爲一算。以給車馬。卽此云十五賦七歲頭錢二十三也。

と說明していることからもわかる。また後漢書卷一下光武帝紀の建武二十二年九月の條に「戊辰。地震裂。制詔曰。……其口賦逋稅。而廬宅尤破壞者。勿收責」とあり、李賢はこれに注し、漢儀注曰。人年十五至五十六。出賦錢。人百二十爲一算。又七歲至十四歲。出口錢。人二十。以供天子。……

と記しているが、これを見ると、李賢は口賦を、算賦も含めた廣義の人頭稅の意味に解釋している。思うに後漢の口賦は、特定名詞としての未成丁の人頭稅とするよりも、算賦も含めた普通名詞としての人頭稅と考えた方がよさそうである。

(27) 本文57頁に引用した後漢書和殤帝紀及び注(23)を參照。

(28) 奴婢に對しては、算賦は課徵されなかつた。漢書卷二惠帝紀、六年十月の「(令)女子年十五以上至三十不嫁五算」の應劭の注に、漢律。人出一算。算百二十錢。唯賈人與奴婢倍算。

とあるように、商人と奴婢には一人に對して二人分の算賦が課せられたが、奴婢の場合はその所有者が負擔した。加藤繁「算賦に就いての小研究」を參照。

(29) 大淵忍爾「中國における民族的宗教の成立(2)」（歴史學研究一八一）の注(38)によると、冀州、豫州等の、後に黄巾の賊の猛威をふるつた地方に流民が多かつたことを指摘している。尚、馬非百「秦漢經濟史資料(五)人口及土地」（食貨三の三）を參照。

(30) たとえば、次のようなものがある。

後漢書卷六二樊宏傳。〔宏〕父重。……世善農稼。好貨殖。……其營理產業。物無所棄。課役童隸。各得其宜。故能上下戮力。財利歲倍。至乃開廣田土三百餘頃。……貨至巨萬。

同書卷七二濟南安王康傳。〔章帝〕建初八年。……康遂多殖財貨。大修宮室。奴婢至千四百人。廐馬千二百匹。私田八百頃。

同書卷五四馬援傳附防傳。防兄弟貴盛。奴婢各千人已上。資產巨億。皆買京師膏腴美田。

同書卷一一二上折像傳。〔折〕國有貨財二億。家僮八百人

同書卷六四梁統傳附冀傳。冀乃……取良人悉爲奴婢。至數千人。名曰自賣人。

(31) 西村元佑「漢代の勸農政策—財政機構の改革に關連して—」（史林四二の三）を參照。

(32) 漢書卷七二本傳。古者不以金錢爲幣。專意於農。故一夫不耕。必有受其飢者。……自五銖錢起已來。七十餘年。民坐盜鑄錢。被刑者衆。富人積錢滿室。猶亡厭足。民心搖動。商賈求利。東西南北。各用智巧。好衣美食。歲有十二之利。……貧民雖賜之田。猶賤賣以賈。窮則起爲盜賊。何者。末利深而惑於錢也。是以姦邪不可禁。其原皆起於錢也。疾其末者。絕其本。宜罷採珠玉金銀鑄錢之官。亡復以爲幣。市井勿得販賣。除租銖之律。租稅祿賜。皆以布帛及穀。使百姓壹歸於農。

(33) 晉書卷二六食貨志には

今非但穀貴也。百物皆貴。此錢賤故爾。宜令天下悉以布帛爲租。市買皆用之。封錢勿出。如此則錢少。物皆賤矣。

とある。

(34) 宇都宮清吉「史記貨殖列傳研究」（同「漢代社會經濟史研究」所收）を參照。

(35) 同「僮約研究」（同「漢代社會經濟史研究」所收）、及び注(34)を參照。また注(30)に引く樊宏傳を參照。

(36) 宮崎市定「讀史箚記二、漢書の貨殖家番付」（同「アジア史研究」一所收）の一覽表を參照。

(37) 後漢書卷六四梁統傳附冀傳。尚、このほかに廣漢の折國には二億、潁陽侯馬防の兄弟には巨億の貨產があつたといわれる。注(30)を參照。

(38) 二、三の例をあげると、次のようなものがある。

後漢書卷五安帝紀・永初三年四月。三公以國用不足。奏令吏人入錢穀。得爲關內侯・虎賁・羽林郎・五大夫・官府吏・緹騎・營士。各有差。

同書卷六順帝紀・漢安二年十月。減百官奉。……又貸王侯國租一歲。

同書卷七桓帝紀・延熹四年七月。京師雩。減公卿以下奉。貸王侯半租。占賣關內侯・虎賁・羽林・緹騎・營士・五大夫。錢各有差。

(39) 後漢書卷六順帝紀・永和六年七月。詔假民有貲者。戶錢一千。

(40) 後漢書卷八一龐參傳。永初四年。……參奏記於鄧隲曰。比年羌寇。特困隴右。供給賦役。爲損日滋。官負人責。數十億萬。今復募發百姓。調取穀帛。街賣什物。以應吏求。

(41) 後漢書卷八二崔駰傳附寔傳。

(42) 注(37)に同じ。

(43) 後漢書卷八靈帝紀。同書卷一〇八呂強傳、張讓傳。尙、西園に多額の錢が蓄積されていたことを示す一例に、後漢書一〇八曹騰傳。〔曹〕嵩。靈帝時。貨賂中官。及輸西園錢一億萬。故位至大尉。との記載がある。

(44) 因に、武帝の時に五銖錢が鑄造されてより前漢末平帝の元始年間に至る間、貨幣の年間鑄造額は、平均して約二億であった(漢書卷二四下食貨志)。いま假りにこの數字を後漢時代にあてはめると、先の安帝の時の數十億という負債は數年間もしくは十數年間分の鑄錢額に相當するものであり、また、梁冀が支拂可能と見込んで士孫奮に要求した五千萬は、年間鑄錢額の四分の一に相當する金額となる。

(45) 彭信威「中國貨幣史」第二章、第一節によると、前漢では、帝王の賞賜とか贖罪には黃金、銅錢が用いられていたのに對し、後漢になると布帛、縑帛が代つて用いられるようになつたことなどを指摘し、後漢時代の黃金不足の原因として、對外貿易の盛行による黃金の流出、王莽の黃金國有政策による一部特權階級への集中、工藝方面に於ける需用の增加などをあげている。尙、このほかに後漢時代の貨幣減少の一因として、隨葬品として墓中に埋められた貨幣の量も、些少ではあるがやはり無視出來ないと思う。漢代、貨幣が隨葬品として盛んに用いられたことは、王仲殊「墓葬略說」(考古通訊、一九五五年創刊號)も指摘しているが、事實、最近の中國の發掘を見ても、漢墓から多數の貨幣(五銖錢、王莽錢など)が發見されている。判明した一墓中の枚數は凡そ數枚から數百枚前後であるが、中には、たとえば安徽省合肥市近郊の漢末と推定される磚墓の如く、千枚に近い五銖錢が發見された例もある(「安徽合肥東郊古磚墓清理簡報」同一九五七の一)。

(46) 容媛「故漢穀城長蕩陰令張遷表頌集釋」(燕京學報三一)によると、靈帝中平三年(一八六)にも尙、戶口調査が行われ、算賦が課徵されている。

(47) 牧野、彭信威前揭論文を參照。

(48) 漢書卷二三刑法志。畿方千里。有稅有賦。稅以足食。賦以足兵。

同書卷二四上食貨志。有稅有賦。稅謂公田什一及工商衡虞之入也。賦共車馬甲兵士徒之役。充實府庫。賜予之用。稅給郊社宗廟百神之祀。天子奉養。百官祿食。庶事之費。

(49) 同「古代中國賦稅制度」

(50) 加藤繁「算賦に就いての小研究」を參照。

尚、一例をあげると

漢書卷六四下賈捐之傳。孝文皇帝。……民賦四十。

同書卷九六下西域傳・渠犂國條。征和中。……前有司奏。欲益民賦三十助邊用。

とある賦がそれである。また周禮太宰の九賦の鄭注にも

賦口率出泉也。今之算泉。或謂之賦。此其舊名與。

と言っている。

(51) いま假りに漢代の人口を五千萬人とし、十五歳以上五十六歳以下の者がその五分の三を占めるとすれば、彼らから納める百二十錢の算賦の總計、卽ち大司農（國庫）に收まる算賦の總計は錢三十六億となる。太平御覽卷六二七に引用された桓譚の新論によると、前漢時代、大司農の歳入は錢四十餘億ということであるから、算賦の總計はまた國家財政の大部分を占めたことになる。粗雜な計算ではあるが、これで大體の見當はつくであろう。

(52) 注(50)を參照。

(53) 宇都宮清吉「古代帝國史概論」（同「漢代社會經濟史研究」所收）。

(54) 賦の沿革については注(49)、及び松本光雄「中國古代社會における分邑と宗と賦について」（山梨大學學藝學部研究報告四）を參照。

昭和三十四年度京大東洋史卒業論文題目

修士論文

ジャフバズについての一考察　岡崎　正孝
——十世紀イスラム帝國の金融業者の研究——

明代江南に於ける官田の性格　森　正夫

學士論文

高句麗諸城の起源と發達　小谷　仲男

明代の軍戶制について　上村　浩

唐宋の變革と使職　礪波　護
——特に三司使の成立について——

北宋時代に於ける宋と西涼府及び靑唐族との關係　中山　齊

俺答汗とその時代　若松　寛
——明代蒙古社會の一考察——

which they had previously taken from the peasants, who were the taxpayers, by the system of the cadastral tax in money (*misāḥa*). But the middle class, consisting of merchants, proprietors (*tunnāʾ*), and others who wielded economic power, gradually came to occupy an important position in the society and to have a severe antagonism against the bureaucratic State which was working to complete its internal expansion. The antagonism, nevertheless, found a compromise in the one-step retreat on the part of the State. This retreat meant in fact the farming out of tax managements (*ḍamān*) and the fosterage of the rank of purveyors through the business of public grain of the Sawād. It was indeed the presence of the complicated mechanism of the fiscal administration and the supervision by a centralized authority that permitted this excessive concession to those who, though favoured by financial capacity, were lacking in professional knowledge relative to the public fiscal economy. On the other hand, since this compromise between the State and the middle class imposed a consequent economic oppression upon the lower classes, the ʿAbbāsid State was doomed to be alienated from them, and this must be regarded as one of the fundamental causes of the internal disintegration of the State.

On the Decay of the Poll Tax in the Han 漢 Dynasty

Hidemasa Nagata

It is well known that the tax system of the Han dynasty had a poll tax or capitation called *suan-fu* 算賦. This tax derived from the *chün-fu* 軍賦, a tax which was paid in lieu of military service. All those, including women, who were recognized to be fifteen years old by the census periodically taken in every August through the rural organization system (*hsiang-li* 鄉里), were required to pay 120 *ch'ien* 錢 a year for *suan-fu* until the time they reached the age of fifty-six. But this capitation system disappeared with the fall of the Han dynasty, and a new system, levying a tax on each house, appeared in the Three Kingdoms period.

The author inquires why the *suan-fu* tax vanished, and finds an answer in the abandonment of the rural organization system and the

decay of the money economy. The former became impracticable because of the appearance of wanderers and the increase of slaves and tenant farmers among the lower orders. The decay of the latter was brought about by the decrease of the amount of currency and the tendency of currency to become concentrated in the hands of the privileged classes. The author concludes that the *suan-fu* vanished because of these conditions.

On the Appearance of Villages in China
——An Aspect of the Ruin of the Ancient Empire——

Ichisada Miyazaki

China had its period of city-states in antiquity, and something of this system remained in the Han 漢 dynasty. Therefore, in the Han the *hsien* 縣, *hsiang* 鄉 and *t'ing* 亭 were all cities, each with a wall around it, and held some arrondissement (*li* 里) in it. The peasants living in the cities tended the farms nearby outside the wall every day, and the lands farther away were left uncultivated. In the Han dynasty, there were few villages to be found like those of later times.

When the centralization policy adopted by the government brought about the ruin of the *hsiang* and *t'ing*, the peasants moved to the *hsien* to seek employment, and therefore more and more fields were left uncultivated. These deserted areas were then occupied by the nomad-invaders from the north or west, who established villages there. On the other hand the Chinese government alloted the deserted areas to its soldiers, after abandoning attempts to reconstruct the *hsiang* and *t'ing*. These alloted fields, called *t'un-t'ien* 屯田, were established by Ts'ao Ts'ao 曹操 of the Wei 魏 dynasty in the north. The *t'un-t'ien* needed the establishment of villages as well. Sometime later, in the Yangtze River basin in the south, there flourished the manors of the powerful clans, who gave refuge to those who fled from north China, and villages consequently appeared there also. The *pao-wu* 保伍 system, though originally designed for the military, was later used by the government to gain control of the dwellers of the new villages.